

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

水産課

法令名	公有水面埋立法			法令番号	大正10年法律第57号		
手続名	他人の土地に対する立入又は一時使用の許可（漁港区域）			根拠条項	第14条第1項		
審査基準	1. 公有水面埋立法第14条第1項、公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）第21条による。						
	受付機関	水産課 （農林事務所）	処理機関	水産課	交付機関	水産課 （農林事務所）	標準処理期間 30日
						標準経由期間 10日	No.